		る法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）	五十　平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円
1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年総務省告示第五百号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十三年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防				

		る法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）及び同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）	五十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	千円
1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年総務省告示第五百号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十三年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額				